

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会 役員等旅費規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）定款第14条、第30条、第40条第4項、第41条第4項、第42条第4項、第43条第4項及び第44条第4項の規定に基づき、この法人の職務のため旅行したこの法人の役員等に支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 役員等に対して支給する旅費に関しては、別に定める場合を除き、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 会長、会長以外の理事、監事、評議員、定款第8章その他の機関に規定する者及びこれらに準ずる法人外の者
- (2) 会長等 会長及び会長が指定する者
- (3) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (4) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (5) 出張 役員等が職務のため旅行し、又はこの法人が主催するイベントや会議などに出席するため旅行することをいう。

(旅費の支給)

第3条 役員等が出張した場合の旅費の支給については、旅費規程第3条に準じて行う。

(旅行命令等)

第4条 旅行は、会長の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」とする。）によって行う。

- (1) 会長及び理事のうち常勤の者が旅行する場合 旅行命令
 - (2) 前号以外の役員等が旅行する場合 旅行依頼
- 2 旅行命令等は、事前の承認によるものとする。

(旅費の種類)

第5条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、旅行雑費、及び日当とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額を支給する。
- 6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。
- 7 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。
- 8 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額又は実費額により支給する。
- 9 日当は、外国旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。

（旅費の計算）

第6条 旅費は、経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、職務の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法により計算する。

（旅行日数）

第7条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。

（旅費の請求手続）

- 第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。
- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、5日以内に、当該旅行について前項の規定により旅費の精算をしなければならない。
 - 3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、15日以内に当該過払金を返納させなければならない。

第2章 内国旅行の旅費

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運

賃のほか、急行料金

- (3) 役員等が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には全2号のほか、特別車両料金
 - (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前3号のほか、座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金及び同項第4号に規定する座席指定料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。ただし、県内旅行については次の各号の規定によらず、会長等以外の役員等には支給しない。
- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道80キロメートル以上のもの
 - (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

(船 賃)

第10条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の運賃
 - (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - (3) 職務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
 - (4) 第2号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
 - (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第11条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車 賃)

第12条 車賃の額は、実費額による。

(宿泊料)

第13条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、職務上の必要又は天災その他やむを得

ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第 14 条 食卓料の額は、別表第 1 の定額による。

- 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃もしくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(旅行雑費)

第 15 条 旅行雑費の額は、1 日につき 200 円とする。ただし、旅行雑費を支給することができるのは、旅行命令により旅行をした者に限る。

第 3 章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第 16 条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、旅費規程第 19 条に準ずる。

(鉄道賃)

第 17 条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を 2 以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃
 - (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
 - (3) 職務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前 2 号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金
- 2 前項の規定する鉄道賃は、鉄道 100 キロメートル以上の旅行の場合においてのみ支給することができる。

(船 賃)

第 18 条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を 2 以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に 2 以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - ア 会長等 最上級の運賃
 - イ 会長等以外の役員等 最上級の直近下位の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

- (3) 職務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
 - (4) 職務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- 2 前項に規定する船賃は、水路50キロメートル以上の旅行の場合においてのみ支給することができる。

(航空賃)

第19条 航空賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

- (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃を支給することができる。
 - ア 会長等については、最上級の運賃
 - イ 会長等以外の役員等については、最上級の直近下位の級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃
- (4) 職務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃

(車賃)

第20条 車賃の額は、旅費規程第23条に準ずる。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第21条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。

- 2 第18条第1項第4号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の7/10に相当する額による。
- 2 食卓料の額は、別表第2の定額による。
- 3 第13条の宿泊料及び第14条の食卓料の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。

(旅行雑費)

第22条 旅行雑費の額は、旅費規程第25条に準ずる。

(同一地域内旅行の旅費)

第23条 外国の同一地域内における旅行についての旅費は、旅費規程第28条に準ずる。

第4章 雑 則

(旅費の調整)

第24条 旅行命令権者は、旅行目的の性質、用務先の実情、その他特別の事情により、本規程による旅費の支給を妥当ではないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

(改 廃)

第25条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委 任)

第26条 実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年5月30日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日より施行する。

別表第1 内国旅行の旅費（第13条、第14条関係）

宿泊料及び食卓料

区分	宿泊料（一夜につき）	食卓料（一夜につき）
会長等	16,500 円	4,000 円
上記以外の役員等	13,100 円	3,000 円

別表第2 外国旅行の旅費（第21条関係）

日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当（一日につき）				宿泊料（一夜につき）				食卓料 （一夜につき）
	指定 都市	甲 地域	乙 地域	丙 地域	指定 都市	甲 地域	乙 地域	丙 地域	
会長等	10,500 円	8,700 円	7,000 円	6,300 円	32,200 円	26,800 円	21,500 円	19,300 円	8,600 円
上記以外 の役員等	7,200 円	6,200 円	5,000 円	4,500 円	22,500 円	18,800 円	15,100 円	13,500 円	6,700 円

備考

- 1 指定都市とは、別に定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として別に定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で別に定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として別に定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で別に定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。